

民生病院常任委員会

日 時 令和元年9月24日(火)

午前11時20分から

場 所 委員会室

議 題

1 付託案件(10件)

- (1) 議案第61号 令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第62号 令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第63号 令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第65号 令和元年度射水市病院事業会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第68号 射水市印鑑条例の一部改正について
- (6) 議案第69号 射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について
- (7) 議案第70号 射水市大門総合会館条例の一部改正について
- (8) 議案第71号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- (9) 議案第72号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (10) 議案第73号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

2 報告事項(5件)

- (1) 射水市地域公共交通網形成計画の策定について
・・・・・・・・市民生活部 生活安全課 資料1
- (2) (仮称)市民交流プラザ条例骨子案及びネーミングライツパートナーの公募結果等について
・・・・・・・・福祉保健部 地域福祉課 資料1
- (3) 小杉ふれあいセンターの民間活力導入に係る対話(サウンディング)型市場調査の実施について
・・・・・・・・福祉保健部 地域福祉課 資料2
- (4) 特別養護老人ホームの入所待機者の推移について
・・・・・・・・福祉保健部 介護保険課 資料1
- (5) 平成30年度病院事業会計決算見込みについて
・・・・・・・・射水市民病院 経営管理課 資料1

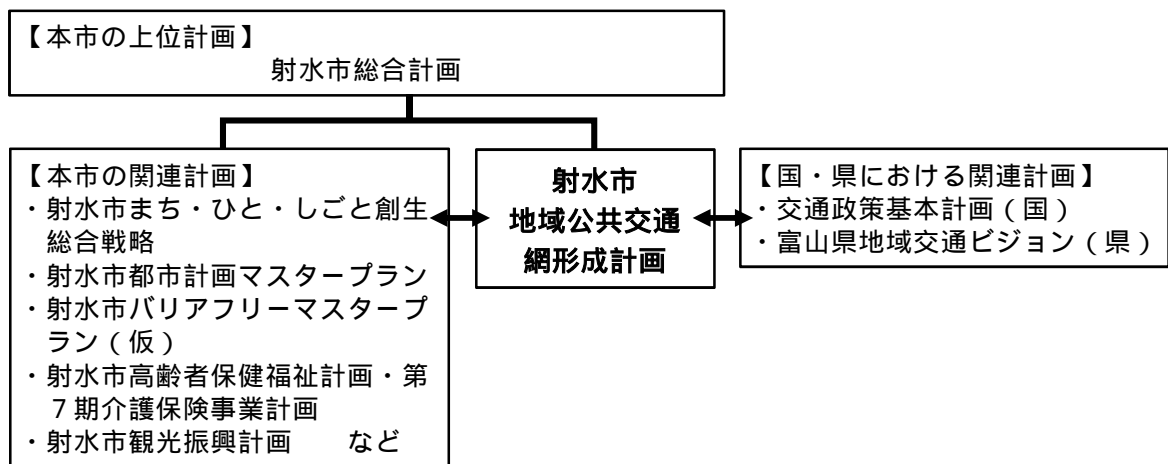
3 その他

射水市地域公共交通網形成計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本計画は、「射水市公共交通プラン」に基づき取り組んできた交通施策を踏まえ、本市における公共交通の現状と課題を整理して、今後の市内交通ネットワークの在り方や目指すべき目標、様々なまちづくり分野と連携した施策、関係者の役割分担等を示し、持続可能な公共交通の実現を目指す計画として策定する。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とするが、必要に応じて適宜、見直しを行う。

4 計画策定のスケジュール

| 年 月 | 内 容 |
|---------|---|
| 令和元年 8月 | 令和元年度第1回射水市地域公共交通活性化協議会(計画内容等協議) |
| 9月 | 9月市議会定例会(計画の検討内容について説明) |
| 11月 | 令和元年度第2回射水市地域公共交通活性化協議会(計画(素案)協議) |
| 12月 | 12月市議会定例会(計画(素案)について説明) |
| 令和2年 1月 | パブリックコメント |
| 2月 | 令和元年度第3回射水市地域公共交通活性化協議会(計画(案)協議) |
| 3月 | 3月市議会定例会(計画(案)について説明) 射水市地域公共交通網形成計画公表 |

5 射水市地域公共交通網形成計画の構成（案）

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 第1章 計画の概要 | 1 計画策定の趣旨 |
| | 2 計画の位置づけ |
| | 3 計画の区域 |
| | 4 計画の期間 |
| 第2章 射水市の現状 | 1 地勢及び人口 |
| | 2 本市の財政状況 |
| | 3 市内主要施設の立地状況 |
| | 4 市内交通事故発生状況等 |
| 第3章 射水市の公共交通の現状 | 1 市内公共交通ネットワーク状況 |
| | 2 鉄道・バス圏域カバー状況 |
| | 3 各公共交通機関の利用状況 |
| | 4 運行経費の推移 |
| | 5 公共交通に対する市民意向 |
| 第4章 公共交通の課題整理 | 1 射水市公共交通プランのフォローアップ |
| | 2 課題整理と公共交通に求められる役割 |
| 第5章 計画の基本的な考え方 | 1 基本理念と基本方針 |
| | 2 基本方針に基づく目標と施策体系 |
| | 3 地域公共交通の将来イメージ |
| 第6章 目標を達成するための具体的な施策 | 1 まちづくりと連携した公共交通網の整備 |
| | 2 持続可能な公共交通の仕組みづくり |
| | 3 暮らしを支え、交流を促す交通機能の充実 |
| 第7章 計画の推進体制と進捗管理 | 1 推進体制 |
| | 2 進捗管理 |
| | 3 目標値の設定 |
| 資料編 | 1 上位・関連計画 |
| | 2 市民アンケート及び利用者アンケート |

6 射水市公共交通の現状と課題

課題 まちづくりと連携し、円滑に利用できる公共交通ネットワークの形成が必要

<人口と主要施設の配置の現状>

- ・ 本市は、既成市街地の中心部や太閤山等の一部等で人口が集積しているが、人口減少及び少子高齢化の更なる進行が予想される。また、既成市街地や幹線道路周辺を中心に医療機関や商業施設が立地し、教育機関や公共施設は市全域に点在している。

<公共交通の現状と市民意向>

- ・ 市内では、東西方向の鉄道（あいの風とやま鉄道、万葉線）に加え、鉄道駅や各地域を結ぶ路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等の公共交通機関が運行している。
- ・ 市外（富山市や高岡市）及び大島地区を中心とした移動が多い傾向である。

<関連計画等>

- ・ 都市計画マスタープランでは、今後の都市の在り方の考え方について、多角連携型のまちづくりの推進と、広域的な連携・補完による都市機能の充実を挙げている。
- ・ 小杉駅では、人の南北の往来がしづらく、南側の待合環境も十分ではない。また、越中大門駅や万葉線駅の一部ではバリアフリー化が進んでいない。

課題 公共交通の持続性とサービスレベルの確保には、運行の効率化と利用促進が必要

<財政状況>

- ・ 本市の財政状況は、財源確保が厳しさを増す一方、社会保障関係費等の増加が見込まれ、歳入規模に見合った財政運営が重要である。

<公共交通の現状と市民意向>

- ・ コミュニティバスを始めとする公共交通の運行経費は増加傾向にある。また、デマンドタクシーの利用者1人当たりの運行負担金がコミュニティバスに比べて高くなっている。
- ・ コミュニティバスは、路線バスも含め利用の多い区間を重複して運行している路線がある一方で、複数に分かれて運行本数が少なかったり、利用の少ない路線がある。
- ・ 移動手段の多くが自動車で、自動車への依存度が高い状態である。

課題 市民の日常生活における移動手段の確保とともに、地域内外の交流を促すことにより地域の活性化を図ることが必要

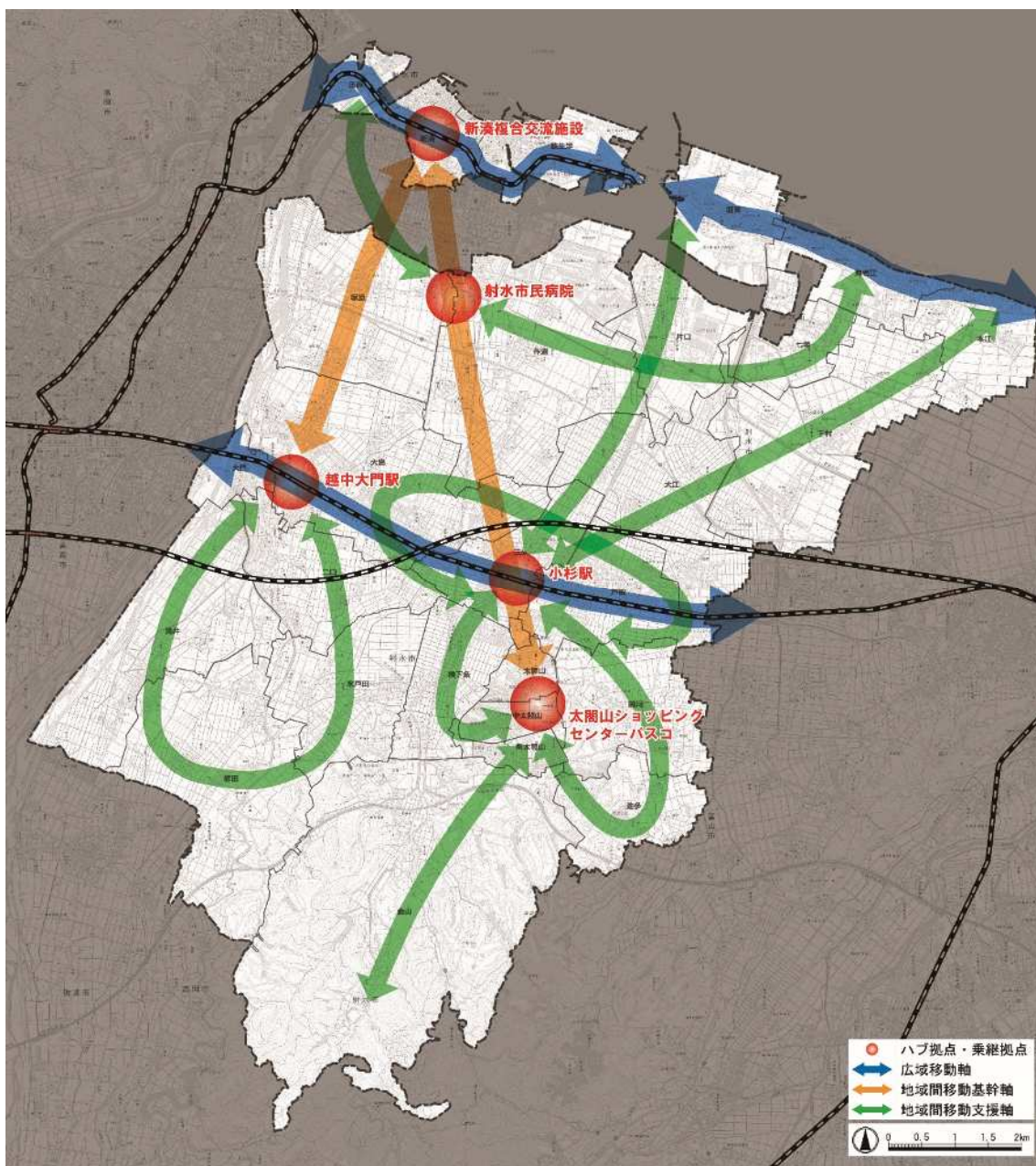
<公共交通の現状と市民意向>

- ・ 通学や通院は、他の移動目的に比べ、公共交通の利用が多い傾向である。
- ・ 運転免許返納や進学を見据え、公共交通の維持・充実を望む声が多くなっている。高齢者が気軽に外へ出かけられる交通システムを望む意見もある。

<関連計画等>

- ・ 市内には、年間50万人以上の入込客数がある施設が複数立地するなど、本市の観光入込客数は400万人前後で推移している。本市の観光振興計画では、観光振興の視点を取り入れた2次・3次交通の確保や公共交通ターミナルの整備の推進等、観光客の受入基盤の整備を図ることとしている。

7 射水市公共交通ネットワークの将来イメージ（公共交通による人の移動）



| 項目 | 内容 | 公共交通機関 | 主な利用目的 |
|----------|-----------------------------|--|---|
| 広域移動軸 | 周辺市町をはじめとした広域的な移動を支える路線 | <ul style="list-style-type: none"> ・あいの風とやま鉄道 ・万葉線 ・路線バス | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学 ・買い物、通院 ・観光 |
| 地域間移動基幹軸 | 地域間移動の中で広域移動軸と接続する基幹となる路線 | <ul style="list-style-type: none"> ・路線バス ・コミュニティバス | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学 ・買い物、通院 ・観光 |
| 地域間移動支援軸 | 地域間移動の中で市民の日常生活の移動支援を優先する路線 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス、デマンドタクシー、地域バス等 ・タクシー ・県営フェリー | <ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学 ・買い物、通院 |

8 本計画の基本的な考え方と目標を達成するための施策

| 基本理念 | 基本方針 | 目 標 | 施 策 | 主な取組（案） | |
|------------------------------|----------------------|-------------------------|---|--|--|
| 地域の暮らし、賑わい、交流を育む持続可能な公共交通の実現 | 1 まちづくりと連携した公共交通網の整備 | (1) 都市の在り方を踏まえた公共交通網の構築 | 地域拠点を中心とした交通ネットワークの形成 | ・ハブ拠点・乗継拠点の位置づけと幹線軸の形成 ・中央環状路線の検討 | |
| | | | 複数交通モードの連携と広域移動の確保 | ・鉄道とコミュニティバスとの連携強化 ・路線バスとコミュニティバスとの役割分担・連携強化 | |
| | | | 地域の実情・特性に応じた地域内運行の確保 | ・地域内運行の役割の明確化と移動の確保 ・住民等主体の地域交通の導入検討 | |
| | | (2) 利便性の高い交通結節点づくり | 円滑に利用できる交通ターミナル機能の強化 | ・ハブ拠点・乗継拠点における乗継・待合環境の充実 ・小杉駅の橋上化等に関する調査研究 | |
| | | | 駅の利便性を高める環境整備 | ・パーク・アンド・ライドを促進する駐車場や駐輪場の確保 ・万葉線の老朽化対応と、越中大門駅のエレベーター設置の研究 | |
| | | | コミュニティバス・デマンドタクシー運行の最適化 | ・コミュニティバス運行の効率化と利便性の向上 ・デマンドタクシーの見直し | |
| | 2 持続可能な公共交通の仕組みづくり | (1) 持続可能な仕組みの構築 | 運行財源の確保 | ・交通広告等の活用 ・国・県による支援制度の活用検討 ・コミュニティバス等を活用した客貨混載の導入検討 | |
| | | | (2) 公共交通の利用環境の向上 | 分かりやすい公共交通案内の提供 | ・全体マップの作成やコミュニティバスのバス停時刻表の改善 ・バスロケーションシステムの活用 ・公共交通アテンダント配置の検討 |
| | | | | モビリティ・マネジメント(1)の実施 | ・乗り方体験会等の実施や目的地入り路線マップの作成・配布等 |
| | | 交通サービスのキャッシュレス化の検討 | | ・コミュニティバス等でのキャッシュレス決済の導入検討 | |
| | | 3 暮らしを支え、交流を促す交通機能の充実 | (1) 日常の暮らしを支える交通手段の確保 | 公共交通従事者の接客力向上 | ・認知症サポーター養成講座の受講促進等 |
| | | | | 教育分野との連携・役割分担 | ・スクールバスの活用と路線バス等との役割分担 ・高等教育機関との連携 |
| | | | | 誰もが利用しやすい車両の導入促進 | ・コミュニティバスや万葉線等の車両更新時における低床車両の導入促進 |
| | | | (2) 地域内外の交流を促す公共交通の充実 | 健康・福祉分野との連携・役割分担 | ・福祉施策と連携した公共交通利用の促進と高齢者の交通事故防止 ・福祉交通との役割分担 |
| | | | | 公共交通を活用したおでかけの促進 | ・商店等と連携した企画乗車券等の検討 ・主要施設等へのアクセスの確保 |
| | | | | 観光分野との連携・役割分担 | ・鉄道駅とベイエリアを結ぶ観光移動の推進 ・万葉線の延伸等の調査研究 |
| | | 新たなモビリティサービスの推進 | ・グリーンスローモビリティ(2)の導入や先進技術を取り入れた公共交通の研究 ・MaaS(3)に関する調査研究 | | |
| | | 自転車の活用推進 | ・レンタサイクル・シェアサイクルの推進策の検討 | | |

1 モビリティ・マネジメントとは、当該の地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(= かしこく) 利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組を意味する。
 2 グリーンスローモビリティとは、電動で時速 20km 未満で公道を走る 4 人以上の車両のことをいう。
 3 MaaS とは、Mobility as a Service の略で、運営主体を問わず、情報通信技術の活用により、マイカー以外の全ての交通手段による移動を一つのサービスととらえ、シームレスにつなぐ新たな移動の概念のことをいう。

(仮称)市民交流プラザ条例骨子案及びネーミングライツパートナーの公募結果等について

1 条例骨子案

| | |
|------------|---|
| (1) 設置目的 | 地域福祉、生涯学習等の分野において市民が交流できる場を創出し、もって市民生活の向上及び地域の活性化を図る。 |
| (2) 名称及び位置 | 名称：いみず市民交流プラザ 位置：射水市戸破4200番地11 |
| (3) 開館時間 | 午前9時から午後9時30分まで (但し、入居団体は、原則、午前8時30分に始業) |
| (4) 休館日 | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| (5) 使用料 | 「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」(平成30年9月)に基づき、以下のとおり設定するもの。 |

ア 使用料(試算)

(ア) 部屋ごとの使用料

| 項目 部屋名等(面積) | | 使用料基準額/ 時間 (×面積)(円) | 激変緩和 措置適用 後(円) | 参考：小杉社会福祉会館使用 料(類似する部屋の使用料) ×1.5 (円) |
|----------------|--|---------------------------|----------------------|---|
| 1階 | 研修室 (114.52 m ²) | 1,150 | 470 | 第二会議室(118 m ²) 410 |
| | ふれあいホール(分割可) (499.64 m ²) | 5,020 | 2,290 | 大集会室(714 m ²) 3,090 |
| | キッチンスタジオ (82.37 m ²) | 820 | 820 | 料理教室(57 m ²) 520 |
| | ミーティングルーム (17.96 m ²) | 180 | 180 | 生涯学習センター相談室 (14.36 m ²) 200 |
| | 和室1 (36.53 m ²) | 360 | 300 | 第一和室(52 m ²) 310 |
| | 和室2 (58.27 m ²) | 580 | 480 | 第二和室(53 m ²) 310 |
| 3階 | 会議室1(分割可) (180.07 m ²) | 1,800 | 740 | 第二会議室(118 m ²) 410 |
| | 会議室2(分割可) (124.69 m ²) | 1,250 | 510 | 第二会議室(118 m ²) 410 |
| 別館 | ホール (65.59 m ²) | 650 | 310 | 生涯学習センター講習室 (45.01 m ²) 450 |
| | 和室1 (24.84 m ²) | 240 | 200 | 第一和室(52 m ²) 310 |
| | 和室2 (20.70 m ²) | 200 | 170 | 第一和室(52 m ²) 310 |

(イ) 算定根拠

- 1 時間及び 1 m² 当たり使用料基準額 10.05 円 ...

$$\left(\frac{\text{フルコスト (45,952 千円/年)} \div \text{貸出対象総面積 (1,225.18 m}^2)}{\text{年間利用可能時間 (359 日} \times 13\text{H)} \times \text{稼働率 (40\%)}} \right) \times \text{受益者負担率 (50\%)}$$

- 激変緩和措置

基本方針に定める激変緩和措置を準用し、小杉社会福祉会館及び機能を統合する生涯学習センターの使用料（両施設の平均値）の 1.5 倍を超えない範囲で使用料を設定した。（1 時間及び 1 m² 当たりの使用料単価による比較）

〔例〕 研修室（114.52 m²）使用料

| 施設名 (部屋名) | 1 時間・1 m ² 当たり使用料 | 平均値 (+) / 2 | 市民交流プラザ | |
|---------------------|---------------------------------|------------------|--|----------------------------|
| | | | 1 時間・1 m ² 当たり 使用料 (× 1.5) | 1 時間当たり 使用料 (× 面積) |
| 小杉社会福祉会館 (第二会議室) | 2.34 円 | 2.79 円 | 4.18 円 | 470 円 |
| 生涯学習センター (軽運動室) | 3.24 円 | | | |

使途が近い部屋の最も低い使用料を基に算定

上記使用料は試算であり、今後、変動することがある。

(ウ) 減免規定

| | |
|---------------------------|-------|
| 市又は市の機関が主催するとき | 免除 |
| 市又は市の機関が共催するとき | 5 割減額 |
| 半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体の利用 | 5 割減額 |
| 半数以上が市内在住の障がい者で構成する団体の利用 | 免除 |
| 社会福祉団体（老人クラブ等）の大会 | 5 割減額 |
| ボランティア活動など、公益性の高い活動 | 免除 |

営利目的の場合は使用料の 2 倍の額を徴収する。

市民交流スペース（1 階）、青空ひろば（屋上）は、原則無料開放する。

2 ネーミングライツパートナーの公募結果について

- (1) 公募期間 令和元年 5 月 7 日（火）～ 5 月 31 日（金）
- (2) 公募条件

- ・ 最低売却価格（年額 60 万円〔消費税等別〕）を下回る金額を提案しないこと。
- ・ 市民が呼びやすく、親しみやすい愛称を命名すること
- ・ 契約期間：令和 2 年 2 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 等

(3) 応募事業者数

1 者

(4) 最優秀提案者の選定

審査委員会を設置して愛称と施設イメージとの整合性や応募者の経営状況、命名権料の妥当性等を審査し、以下のとおり最優秀提案者を選定した。

(5) 最優秀提案者

救急薬品工業株式会社（代表取締役社長：稲田裕彦、本社：東京都中央区日本橋本町四丁目 2 番 10 号、事業本部：射水市戸破 32 番地 7）

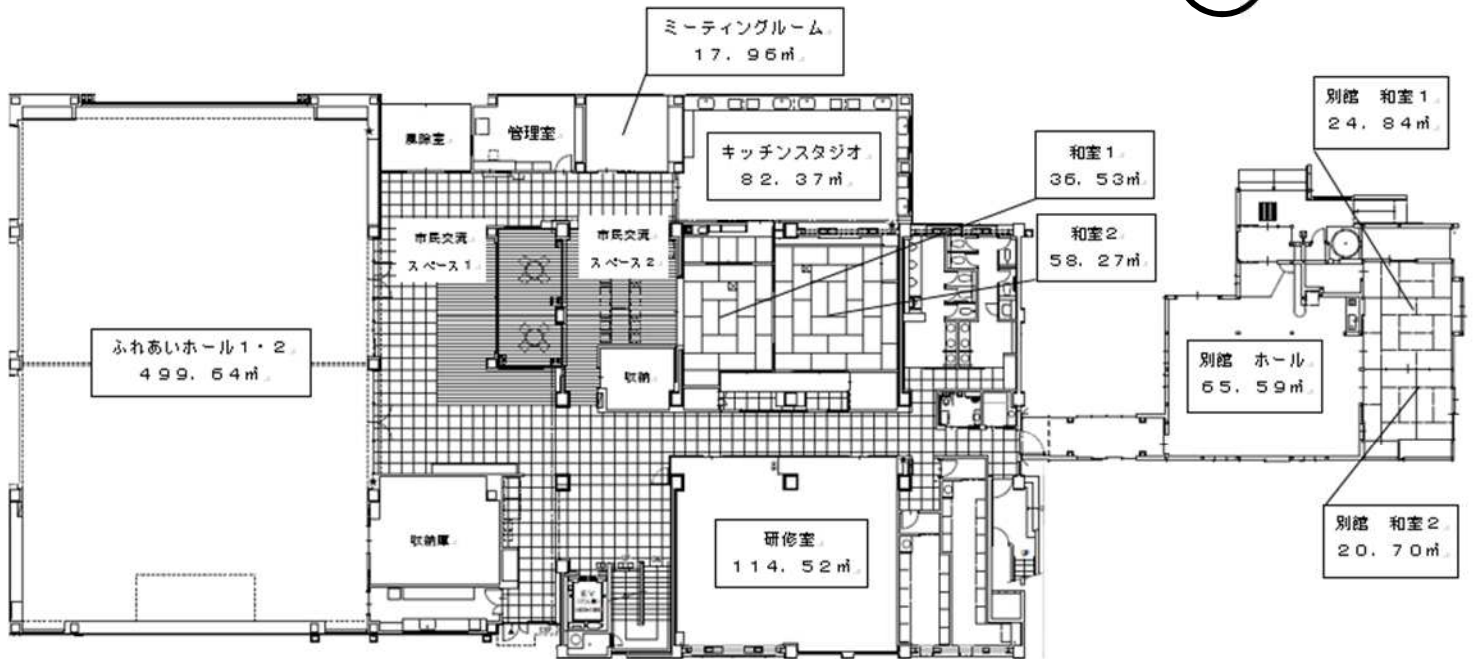
(6) 提案内容

| | |
|--------------------|--|
| 提案金額 | 1 年当たり 60 万円（消費税等別） |
| 愛称 | 救急薬品市民交流プラザ |
| （英語表記） | QQ Plaza |
| 命名理由 （愛称に関する説明） | <p>当施設が射水市内外の多くの人々が集い、語らい、学ぶ場であり、そして地域活性化につながるイベント等を開催する施設であることと、当社がその活動に寄与・貢献する地元企業であることを表現した愛称。</p> <p>また、市民により親しみを持って呼んでいただけるよう、わかりやすさ、呼びやすさを意識した愛称とした。</p> <p>なお英語表記は“QQP”を大文字、続く“laza”を小文字とする。当社の登録商標である QQP と愛称に含むプラザの英語表記 Plaza の文字を掛け合わせたものという意味合いもある。</p> |

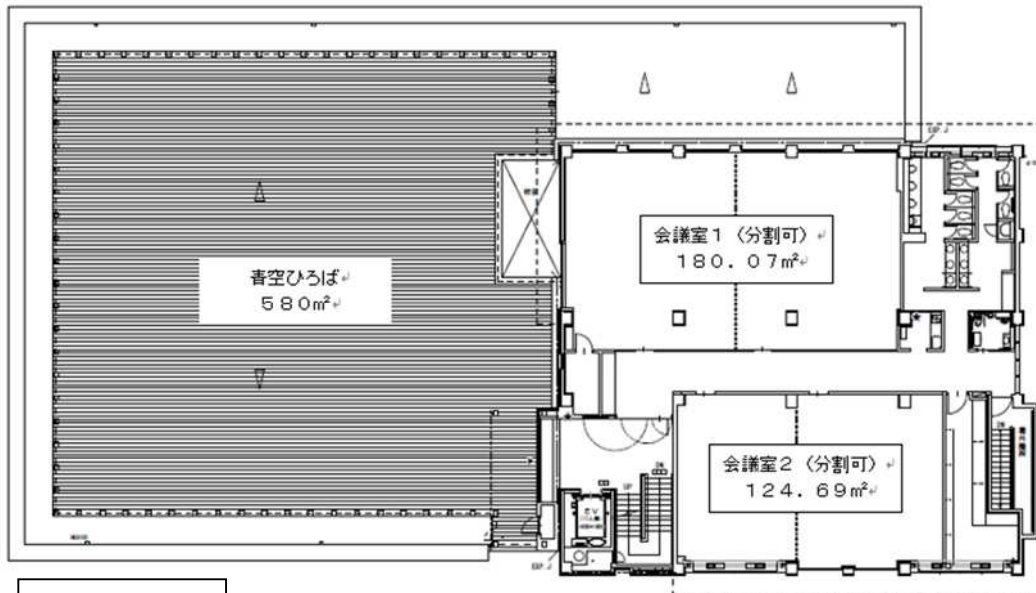
3 今後のスケジュール（案）

| | |
|------------|---|
| 令和元年 10 月 | ・ネーミングライツパートナー公募に係る優先交渉権者の決定 |
| 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会 12 月定例会（射水市小杉社会福祉会館条例の全部改正に係る議案の提出） ・ネーミングライツパートナー契約の締結 |
| 令和 2 年 1 月 | ・施設利用予約開始 |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・落成式（2 月 11 日〔祝〕 午前 10 時～） （午後から開館記念講演会、施設見学会を開催予定） ・供用開始（2 月 12 日〔水〕） |

1階平面図



3階平面図



小杉ふれあいセンターの民間活力導入に係る対話（サウンディング） 型市場調査の実施について

1 経緯と現況

小杉ふれあいセンターは、「リフレッシュセンター万年青荘（浴場付き老人保養センター）」として、昭和63年（1988年）の開館以降、多くの利用者に親しまれてきたが、近年、同センターの利用者数は減少傾向にあり、施設・設備も老朽化している。

こうした状況を踏まえ、「射水市公共施設再編方針（案）」（平成31年3月公表）では、交流機能に配慮しつつ、民間事業者への貸付や譲渡の可能性を検討。困難な場合は、他施設への集約化を図り、廃止・解体を検討する方針を示している。

【利用者数の推移】

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 26,176 | 17,216 | 14,919 | 15,309 | 14,352 |
| 前年度比（％） | 3.6 | 34.2 | 13.3 | 2.6 | 6.3 |
| 1日平均（人） | 88 | 58 | 50 | 51 | 48 |

2 対話（サウンディング）型市場調査について

対話（サウンディング）型市場調査とは、主に公共施設や市有地等の有効な活用方法を検討するに当たり、民間事業者から広く意見・提案を求め、「対話」を通じてアイデアの実現可能性や参入意欲、課題等を把握する市場調査の一手法である。

今回、小杉ふれあいセンターについて対話（サウンディング）型市場調査を実施し、民間活力導入に向けた様々な可能性を調査するもの。

3 今後の予定

| | |
|---------|---|
| R1. 10月 | 対話（サウンディング）型市場調査実施要領を公表 |
| 10月下旬 | 参加事業者説明会・現地見学会を開催 |
| 11月下旬 | サウンディング（参加事業者との対話）実施 |
| R2. 3月 | 3月議会で対話（サウンディング）型市場調査の結果及び同センターの今後の在り方を説明 |

特別養護老人ホームの入所待機者の推移について

待機者の状況

| | 平成31年 4月 | 平成30年 4月 |
|---------------------|-------------|-------------|
| 射水市内希望者 | 286人 | 247人 |
| 介護施設以外 | 207人 | 173人 |
| 自宅 | 132人 | 112人 |
| 一般病院 | 45人 | 41人 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 13人 | 11人 |
| 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、その他 | 17人 | 9人 |
| 他の特別養護老人ホーム | 7人 | 1人 |
| 介護老人保健施設 | 31人 | 35人 |
| 介護療養型医療施設 | 10人 | 9人 |
| グループホーム | 31人 | 29人 |
| 不明 | 0人 | 0人 |

| H30.4.1現在自宅待機者の H31.3.31現在での移動状況 | |
|-------------------------------------|------|
| 特別養護老人ホーム | 31人 |
| 自宅 | 37人 |
| ショート等利用 | 17人 |
| デイサービス、ホームヘルプ等利用 | 19人 |
| 小規模多機能型利用 | 1人 |
| 介護老人保健施設 | 2人 |
| 介護療養型医療施設 | 2人 |
| グループホーム | 4人 |
| その他 | 8人 |
| 死亡・転出 | 28人 |
| 合計 | 112人 |

| 特別養護老人ホーム 入所者の要介護度 | |
|-----------------------|-----|
| 要介護度 | 人数 |
| 要介護1 | |
| 要介護2 | |
| 要介護3 | 8人 |
| 要介護4 | 19人 |
| 要介護5 | 4人 |
| 計 | 31人 |

| 特別養護老人ホーム 入所までの待機期間 | |
|------------------------|-----|
| 1年以内 | 18人 |
| 2年以内 | 7人 |
| 3年以内 | 2人 |
| 3年以上 | 4人 |
| 計 | 31人 |

参考

| | | |
|--------------|------|------|
| 市民以外の市内特養希望者 | 169人 | 151人 |
|--------------|------|------|

入所の対象となる者は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由があると認められる者とする。

(富山県特別養護老人ホーム入所指針より)

平成30年度 病院事業会計決算見込みについて

1 概況

市民病院は、射水市の中核病院として住民に最も親しまれ信頼される医療機関を目指すとともに、急性期から在宅医療まで良質で高度な幅広い医療を提供するための病院運営に努めています。

平成30年度は、効率的な収益の確保を図るべく、施設基準の見直しや病床稼働率向上を図るため患者確保に努めて経営改善に取り組んだ結果、入院・外来ともに収益、患者数が増加となりましたが、人件費や診療棟耐震化工事に伴う減価償却費の増加により費用も増加したため、当年度純損失は398,947千円となる見込みです。

2 利用患者数

| 項目 | 平成30年度 | 平成29年度 | 対前年度比較 |
|------------|---------|---------|--------|
| 入院患者数(延人数) | 48,589人 | 48,577人 | 12人 |
| 〃(実人数) | 1,860人 | 1,806人 | 54人 |
| 外来患者数(延人数) | 91,877人 | 90,489人 | 1,388人 |
| 〃(実人数) | 16,087人 | 16,307人 | △220人 |

3 財務諸表

(1) 損益計算書

(単位：千円)

| 科目 | 平成30年度 | 平成29年度 | 対前年度比較 | 科目 | 平成30年度 | 平成29年度 | 対前年度比較 |
|--------|-----------|-----------|--------|--------|-----------|-----------|---------|
| 病院事業収益 | 3,394,499 | 3,325,188 | 69,311 | 病院事業費用 | 3,793,446 | 3,781,074 | 12,372 |
| 医業収益 | 3,030,936 | 2,979,987 | 50,949 | 医業費用 | 3,620,362 | 3,593,559 | 26,803 |
| 医業外収益 | 363,563 | 345,201 | 18,362 | 医業外費用 | 173,084 | 187,515 | △14,431 |
| 特別利益 | 0 | 0 | 0 | 特別損失 | 0 | 0 | 0 |

当年度純損失 398,947千円

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目 | 平成30年度 | 平成29年度 | 対前年度比較 | 科目 | 平成30年度 | 平成29年度 | 対前年度比較 |
|------|-----------|-----------|----------|------|------------|------------|----------|
| 資産計 | 6,442,248 | 6,926,884 | △484,636 | 負債計 | 7,435,699 | 7,775,332 | △339,633 |
| 固定資産 | 5,908,575 | 6,182,562 | △273,987 | 固定負債 | 5,856,411 | 6,211,431 | △355,020 |
| | | | | 流動負債 | 1,056,092 | 1,021,435 | 34,657 |
| | | | | 繰延収益 | 523,196 | 542,466 | △19,270 |
| 流動資産 | 533,673 | 744,322 | △210,649 | 資本計 | △993,451 | △848,448 | △145,003 |
| | | | | 資本金 | 3,719,458 | 3,465,514 | 253,944 |
| | | | | 剰余金 | △4,712,909 | △4,313,962 | △398,947 |

(3) 欠損金処理

当年度未処理欠損金4,712,909千円は、繰越欠損金として翌年度に繰り越す。

4 資金不足比率

2.9%